

下松監第41号
平成28年11月14日

請求人

●● ●● 様

下松市監査委員 河村 堯之

下松市監査委員 内富 守

住民監査請求について（通知）

平成28年9月30日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、下記の事由により請求の要件を欠いて不適法であり、これを受理せず、却下することが相当であると決定したので通知します。

記

1 本件請求の要旨

請求人から提出された平成28年9月30日付け「住民監査請求書」の内容を要約すると、本件請求の要旨は次のとおりである。

- (1) 下松市（以下「市」という。）所有の●●●●●●の整備費用等は、賃貸借契約の内容からして賃借会社が負担すべきものであり、市が負担した支出分を法律上の原因なくして利得しているものである。

市は、不当利得返還請求権を有しているが、その行使を怠っている。

よって監査委員は、市長に対して不当利得返還請求を賃借会社に早急に行うよう勧告することを求める。

真正怠る事実に該当するので、住民監査請求期間制限の適用はない。

- (2) 整備費用等支出分が、賃借会社との協議を経なければ履行期が到来しない不当利得返還請求権ないし立替金請求権等であると解される場合、市長が不当利得返還請求権の全部ないし一部の行使をしないことは違法である旨の確認をされたい。

これも真正怠る事実に該当するので、住民監査請求期間制限の適用はない。

- (3) 整備費用等の支出について、市長等の担当職員が費用負担を賃借会社と協議せず、覚書を作成しないまま支出し、費用が市の負担となると解される場合、監査委員

は、整備費用等について賃借会社と協議及び適正な賃借会社の費用負担の覚書の作成を怠って支出を行った職員に対して、市長が損害賠償請求権を行使するよう勧告されたい。

平成26年度の整備費用等支出分は、平成27年10月5日開催の下松市議会臨時会会議録により知り得たものであるから、支出行為後1年を経過しているが、正当な理由を有している。

2 監査委員の判断

(1) 監査請求期間の経過について

住民監査請求制度は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるときに、その予防又は是正を図るため、個々の住民が監査委員に対する監査を求めることにより、地方公共団体が損害を被ることを防止するため、ひいては住民全体の利益を確保する見地から執行機関又は職員の違法又は不当な行為等の予防又は是正を図ることを目的としている。

住民監査請求は、法第242条第2項において、「当該行為のあった日又は終わった日から1年（以下「監査請求期間」という。）を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

「正当な理由があるとき」とは、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができず、かつ、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をした場合であると解される。

本件請求は、市が賃貸借契約に基づくことなく整備費用等の支出をしたことについて、違法又は不当な行為があるとして、その監査を求めるものであるから監査請求期間内に請求する必要があるが、その期間が経過したときは、正当な理由がないかぎり、これをするすることができないものとされている。

そこで、本件請求が監査請求期間経過後にされたことについて正当な理由が認められるか否かを検討する。

平成26年度の財務会計上の行為は、平成27年5月29日までにすべて終了しており、本件請求は、監査請求期間経過後にされたものといわなければならない。

法が監査請求期間を定めた趣旨は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為であったとしても、これをいつまでも監査請求又は住民訴訟の対象になり得る状態に置くことは、法的安定性を損ない好ましくないためであると解されるから、請求人の主張は採用できない。

このような観点からみると、平成26年度の整備費用等の支出について、請求人が本件請求を行える程度にその内容を知ることができたと解される客観的な時期は、

財務会計上の行為が情報公開条例の規定に基づき開示請求権を行使できる平成26年4月からであり、請求人が相当の注意力をもって調査すれば、監査請求期間内に監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができたと解される。

したがって、本件請求が監査期間経過後に申し立てられたことについて正当な理由があるとは認められない。

(2) 不当利得返還請求を怠る事実について

次に、請求人は、整備費用等は賃借会社が負担すべきものであり、法律上の原因なくして利得しているものであるため、市は不当利得返還請求権を有しているが、その行使を怠っているとして、「不当利得返還請求を怠る事実」についても監査請求をしているので、この点について検討する。

監査対象事項が違法又は不当に公金の賦課・徴収又は財産の管理を怠る事実である場合には、前記(1)とは異なり、法第242条第2項にある監査請求期間の制限は適用されず、住民は怠る事実が現に存する限りいつでも監査請求ができるものと解されるが、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法、無効であるために発生する請求権の行使を怠る事実を対象として監査請求がされた場合には、当該行為のあった日又は終わった日を基準として1年の期間制限を適用すべきものと解される。

法第242条第2項が財務会計上の行為について住民の知・不知にかかわらず1年の監査請求期間を設けているのは、これによって地方財政の健全化と財務会計上の行為の法的安定性との調和を図る趣旨と解されるから、監査請求期間の起算点はできるだけ客観的に定められるべきものである。

この観点から本件請求について検討すると、本件請求は、平成21年度から平成26年度までの整備費用等の支出という特定の財務会計上の行為の違法又は不当を原因とする不当利得返還請求権の行使を怠るものとして監査を求めるものであるから、当該支出行為があった日又は終わった日を基準として1年の期間制限が適用されるものと解される。

すでに検討したように、財務会計上の行為は平成27年5月29日をもって終了しており、本件請求は、監査請求期間経過後に申し立てられたものといわなければならない。

(3) 結論

前記(1)及び(2)によって、本件請求は、監査請求期間を経過して提出されたものであり、法第242条第2項に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断する。